

どうなってるの？

札幌市職員の給与と人事

市職員の給与や人数などを紹介します

問い合わせ先

- 給与・勤務時間・休暇については勤労課☎211-2082
- 職員数・人件費・服務については人事課☎211-2072
- 福利などについては職員健康管理課☎211-2086



Q. 市職員の給与は、どうやって決まるの？

A. 民間企業の給与などを考慮して決められています

平均給与* (行政職)

394,782円
(平均年齢43.2歳)

※給与とは、給料と手当を合計したものの

給与が決まるまで

札幌市人事委員会

市長から独立した人事や給与についての専門機関

民間事業所の平均給与

従業員50人以上の市内民間事業所の給与実態を調査

比較

給料と、扶養・住居・寒冷地手当などの諸手当を合計した給与と全体で比較

市職員の平均給与

市職員の給与実態を調査

20年度は、民間と本市職員の給与較差がわずかであるため給与水準改定の勧告を見送り

勧告

20年度の調査結果

民間従業員の給与(月額)
-) 本市職員の給与(月額)

-125円

市長

見直し案の提出

議会

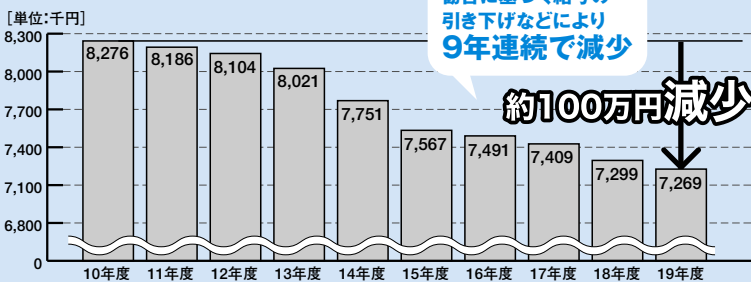
可決

市職員の給与が決定

市職員の給与は、市内の民間事業所の給与と合わせるように、毎年見直しています。

具体的には、人事委員会が民間企業の給与を調査し、その結果を基に市長と議会に勧告を行います。市長はこの勧告を踏まえた給与の見直し案を議会に提出。議会の審議を経て、給与が決まります。

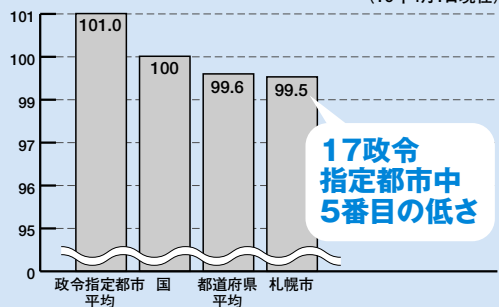
■一人当たりの職員給与費* (一般会計決算★)



※職員給与費とは、職員に年間で支給される給料や手当の合計
★一般会計とは、教育や福祉、ごみ収集、道路整備など、行政の基本的な事業の会計

■国の給料(月額)の水準を

100としたときの割合(ラスパイルズ指数) (19年4月1日現在)



■職員に支給される手当

(20年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	扶養親族のある職員に配偶者14,800円、配偶者以外は一人7,000円~8,000円を支給
地域手当	市内に勤務する職員に給料・扶養手当・管理職手当の合計額の3%を支給
住居手当	借家は27,000円を上限に家賃などに応じて支給。持ち家は9,700円を支給
期末・勤勉手当	民間のボーナスに当たるもの。年間4.45月分を支給
寒冷地手当	扶養親族の有無などに応じ、定額と灯油量に応じた額を支給。段階的に引き下げており、昨年度は63,200円~246,976円を支給
管理職手当	課長職以上に対し、給料の20~25%を支給
特殊勤務手当	下水処理や有害物取り扱いなどの危険・不快・不健康な業務などを行う職員に支給

※ほかに、通勤手当や勤務の実績に応じて支給される時間外・休日・夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、特定の職員に支給される初任給調整手当、単身赴任手当があります

■その他の給料の状況

初任給(月額)
大学卒 **166,000円**
高校卒 **138,700円**
特別職の給料・報酬(月額)
市長 **1,280,000円**
議長 **1,040,000円**

給与

手当